

報道関係者 各位

令和5年10月6日

【照会先】

福岡労働局 労働基準部 監督課
課長 小河 征午
主任監察監督官 長友 信二
(代表)092 (411) 4862
(直通)092 (411) 4521

外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

福岡労働局は、このたび、管内の各労働基準監督署が、令和4年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）の実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。）に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。

【令和4年の監督指導の概要】

- 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した 356 事業場（実習実施者）のうち 250 事業場（70.2%）。
- 主な違反事項

① 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準	<u>102 件</u> （40.8%）
② 労働時間	<u>57 件</u> （22.8%）
③ 年次有給休暇	<u>46 件</u> （18.4%）
④ 割増賃金の支払	<u>44 件</u> （17.6%）
健康診断結果についての医師等からの意見聴取	<u>44 件</u> （17.6%）

外国人技能実習制度は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることにより、企業などでの人材育成を通じた技能等の母国への移転により国際協力を推進することを目的としています。

福岡労働局及び管内の各労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施するなど、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果（令和4年1月～令和4年12月）

【参考】外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内、労働条件相談ほっとラインの御案内

技能実習生の実習実施者に対する監督指導結果 (令和4年1月～令和4年12月)

別紙

1 監督指導状況

監督指導実施事業場数

356事業場

違反事業場数

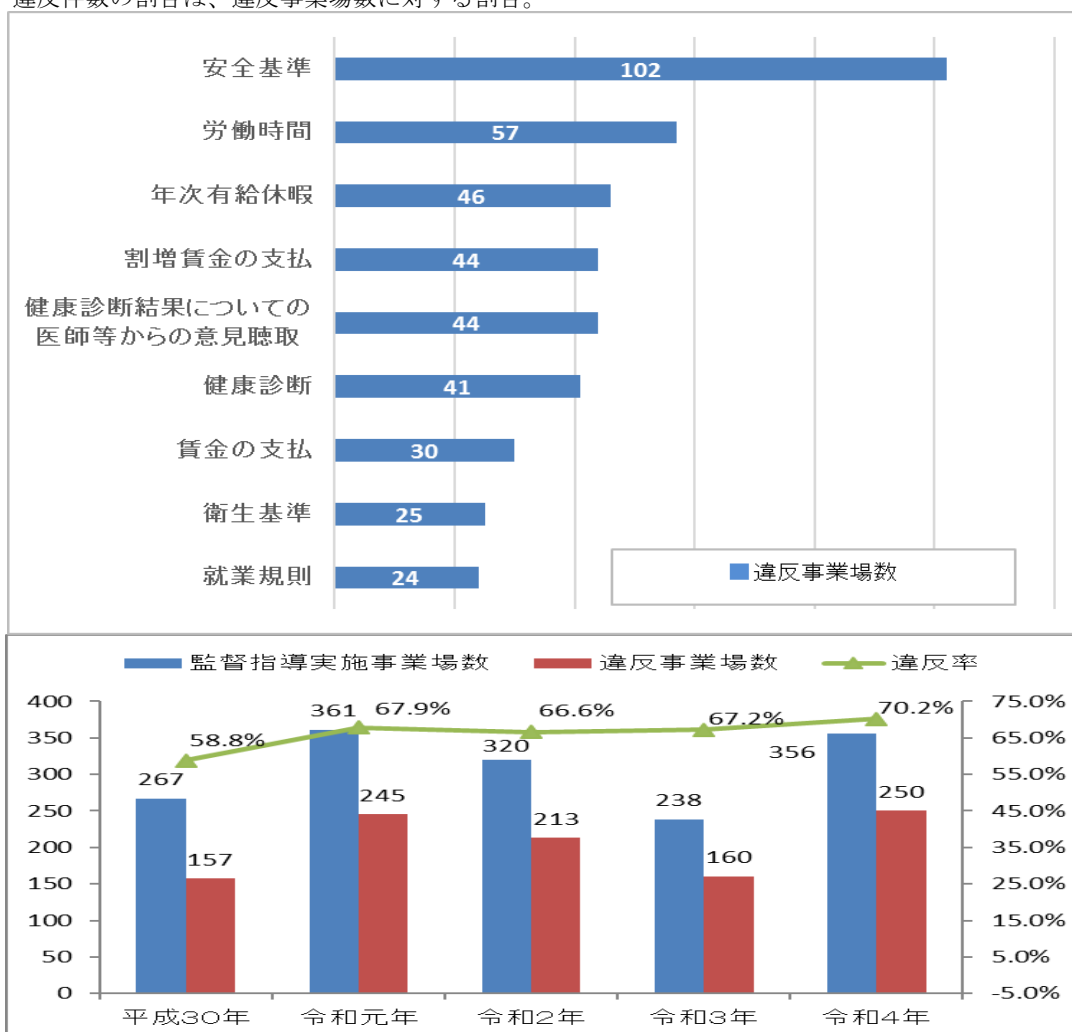
250事業場 (70.2%)

主な違反内容	違反件数(※1)	
労働基準法 第24条(賃金の支払)	30	(12.0 %)
同法 第32・40条(労働時間)	57	(22.8 %)
同法 第37条(割増賃金の支払)	44	(17.6 %)
同法 第39条(年次有給休暇)	46	(18.4 %)
同法 第89条(就業規則)	24	(9.6 %)
労働安全衛生法 第20～25条(安全基準)	102	(40.8 %)
同法 第20～25条(衛生基準)	25	(10.0 %)
同法 第66条(健康診断)	41	(16.4 %)
同法 第66条の4(健康診断結果についての医師等からの意見聴取)	44	(17.6 %)
最低賃金法 第4条(※2)	7	(2.8 %)

※1 1つの事業場で複数の違反が認められることがあるため、違反件数と違反事業場数は一致しない。

※2 約定賃金額が地域別最低賃金額未満の場合に限る。

※3 違反件数の割合は、違反事業場数に対する割合。



概要

外国人技能実習機構からの通報を契機とした監督指導事例

違反内容

金属製品製造業を営む事業場において、外国人技能実習機構から労働基準関係法令違反の通報があったことを契機に、監督指導を実施したところ、技能実習生に対し、①1か月当たり100時間を超える違法な時間外・休日労働を行わせていたこと、②労使協定を締結することなく、賃金から居住費等を控除していたこと、③時間外労働に対する割増賃金の一部が支払われていなかったことが認められたもの。

指導事項

- ✓ 時間外労働・休日労働に関する協定(36協定)で締結した延長時間を超えて時間外労働を行わせ、1か月当たり100時間を超える時間外・休日労働を行わせていたことについて是正勧告を行うとともに、過重労働による健康障害防止対策として、長時間労働削減について指導(労働基準法第32条第1項・第2項、労働基準法第36条第6項違反)
- ✓ 労使協定を締結することなく、賃金から居住費等を控除していたことについて是正勧告(労働基準法第24条第1項違反)
- ✓ 割増賃金の一部不払について是正勧告を行うとともに、不足額について遡及して差額を支払うよう指導(労働基準法第37条第1項違反)

指導後の会社の取組

- ✓ 一人当たりの業務量を見直し、作業の効率化を図ることにより、時間外労働の削減を図った。
- ✓ 労使協定(賃金控除に関する協定)を締結し、賃金から控除する項目を明確化した。
- ✓ 割増賃金の算出方法を是正し、不足していた割増賃金を遡及して支払った。

監督事例 2

概要

技能実習生に係る労働災害発生を契機とした監督指導事例

違反内容

食品品製造業を営む事業場において、技能実習生が食品加工用機械の運転を停止することなく、同機械の内部に詰まった生地を取り除こうとしたところ、同機械内部のローラーに右手を巻き込まれたもの。

指導事項

- ✓ 機械の調整作業（目詰まりした生地の除去）を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、機械の運転を停止していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第107条第1項違反）
- ✓ 食品加工用機械に係る作業手順書を作成するよう指導

指導後の会社の取組

- ✓ 機械の調整作業を行う際には、機械の運転を停止させることを徹底するとともに、当該機械における注意事項を周知した。
- ✓ 食品加工用機械に係る作業手順書を作成し、安全教育を実施した。

監督事例 3

概要

技能実習生からの定期賃金及び割増賃金不払に係る申告を契機とした監督指導事例

違反内容

建設業を営む事業場において、技能実習生から外国人支援団体を通じて、定期賃金及び割増賃金不払に係る申告があったため、監督指導を実施したところ、定期賃金及び割増賃金が支払われていなかったもの。

指導事項

- ✓ 2か月分の定期賃金を支払っていなかったことについて是正勧告（労働基準法第24条第1項、最低賃金法第4条第1項違反）
- ✓ 法定の割増率以上で計算した割増賃金を支払っていなかったことについて是正勧告（労働基準法第37条第1項違反）

指導後の会社の取組

- ✓ 技能実習生に対し、定期賃金及び割増賃金の合計約35万円が支払われ解決した。

2 福岡県内における技能実習生の労働災害発生状況

令和4年、福岡県内において技能実習生に係る休業4日以上¹の死傷者数(新型コロナウイルス感染症を除く)は58人である。

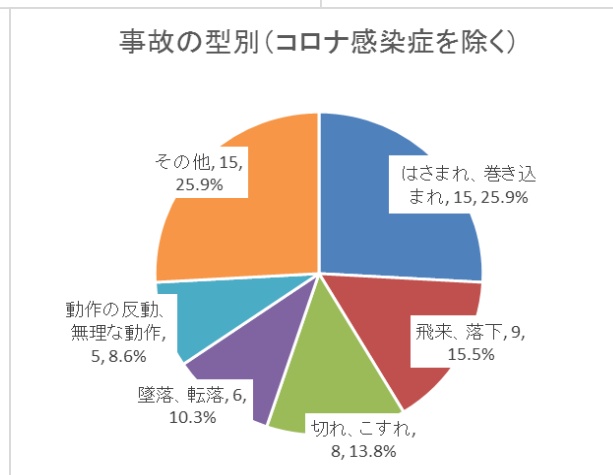
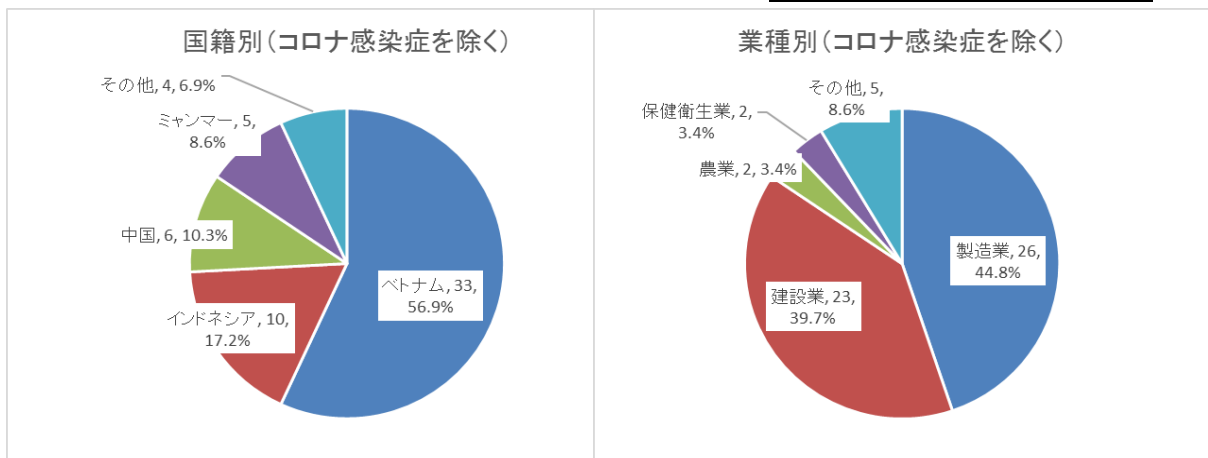
国籍別では、ベトナム人33人(56.9%)、インドネシア10人(17.2%)、中国6人(10.3%)、ミャンマー人5人(8.6%)の順であった。

業種別では、製造業26人(44.8%)、建設業23人(39.7%)、事故の型別では、はさまれ、巻き込まれ15人(25.9%)、飛来、落下9人(15.5%)、切れ、こすれ、こすれ8人(13.8%)の順であった。

国籍	人数
ベトナム	33
インドネシア	10
中国	6
ミャンマー	5
その他	4
合計(人)	58

業種	人数
製造業	26
建設業	23
農業	2
保健衛生業	2
その他	5
合計(人)	58

事故の型	人数
はさまれ、巻き込まれ	15
飛来、落下	9
切れ、こすれ	8
墜落、転落	6
動作の反動、無理な動作	5
その他	15
合計(人)	58



3 福岡労働局と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

技能実習生の労働条件の確保を図るため、福岡労働局と外国人技能実習機構等との間で、その監督等の結果を相互に通報している(※1)。

令和4年、福岡労働局から外国人技能実習機構へ通報(※2)した件数は8件、外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報(※3)された件数は144件である。

福岡労働局が、外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施者については、監督指導等を実施している。

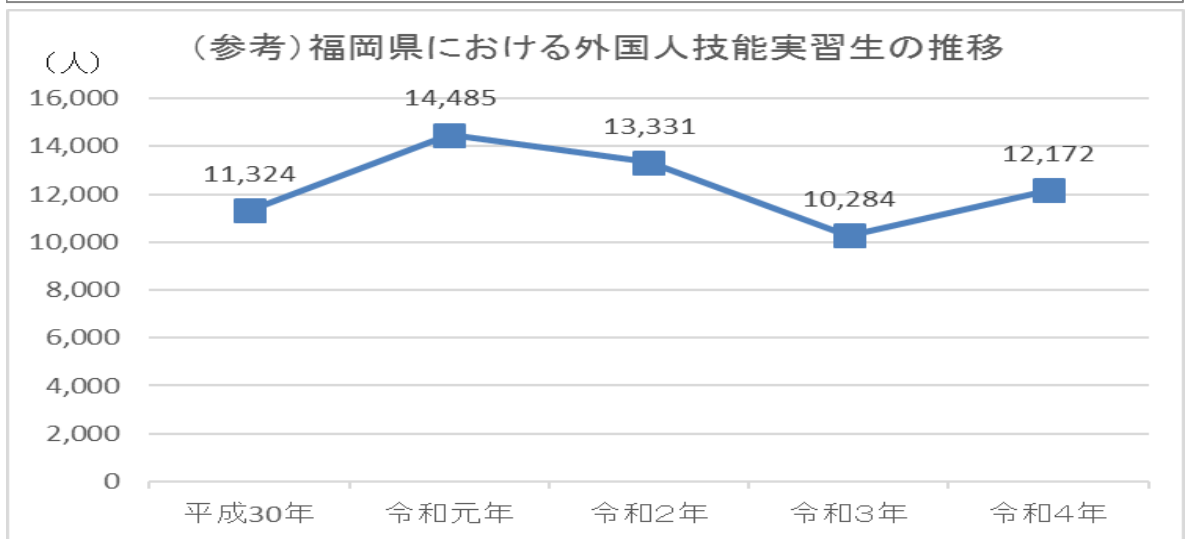
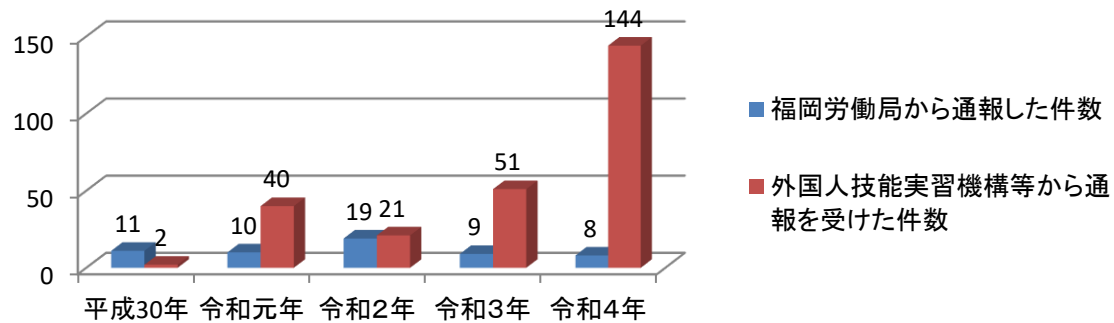
監督指導等の結果を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案については、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、令和4年は1件の実習実施者に対して実施した。

※1 令和2年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により令和3年以降、技能実習生に係る相互通報は、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

※2 福岡労働局から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施者に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※3 外国人技能実習機構から福岡労働局へ通報する事案
外国人技能実習機構において実習実施者を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
福岡労働局から通報した件数	11	10	19	9	8
外国人技能実習機構等から通報を受けた件数	2	40	21	51	144



出典：法務省－在留外国人統計

外国人労働者向け相談ダイヤルの御案内

厚生労働省では、「外国人労働者向け相談ダイヤル」を開設し、英語や中国語のほか、下記の13言語について、外国人労働者の方からの相談に対応しています。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」では、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

「外国人労働者向け相談ダイヤル」での相談は、固定電話からは180秒ごとに8.5円（税込）、携帯電話からは20秒ごとに10円（税込）の料金が発生します。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
英語	月～金	午前10時～午後3時 (正午～午後1時は除く)	0570-001-701
中国語			0570-001-702
ポルトガル語			0570-001-703
スペイン語			0570-001-704
タガログ語			0570-001-705
ベトナム語			0570-001-706
ミャンマー語	月		0570-001-707
ネパール語	月～木		0570-001-708
韓国語	木、金		0570-001-709
タイ語	水		0570-001-712
インドネシア語			0570-001-715
カンボジア語 (クメール語)			0570-001-716
モンゴル語			金

労働条件相談ほっとラインの御案内

「労働条件相談ほっとライン」は、厚生労働省が委託事業として実施している事業です。全国どこからでも、無料で通話できるフリーダイヤルです。固定電話・携帯電話・公衆電話のいずれからも御利用いただけます。

「労働条件相談ほっとライン」での相談は、日本語に加え、英語や中国語のほか、下記の14言語に対応しています。都道府県労働局や労働基準監督署の閉庁後や休日に、労働条件に関する問題について、法令の説明や関係機関の紹介等を行います。

言語	開設曜日	開設時間	電話番号
日本語	月～日	○平日（月～金） 午後5時～午後10時 ○土日・祝日 午前9時～午後9時	0120-811-610
英語			0120-531-401
中国語			0120-531-402
ポルトガル語	月～土		0120-531-403
スペイン語	木、金、土		0120-531-404
タガログ語	火、水、土		0120-531-405
ベトナム語	火、水、金～日		0120-531-406
ミャンマー語	水、日		0120-531-407
ネパール語			0120-531-408
韓国語	木、日		0570-613-801
タイ語			0570-613-802
インドネシア語			0570-613-803
カンボジア語 (クメール語)	月、土		0570-613-804
モンゴル語			0570-613-805